

刑事施設に收容されている者に対する国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長（当時）：秋山收 元内閣法制局長官）に諮り、同会議から「国民健康保険料等の運営主体で、刑事施設の被收容者に対する保険料の減免の取扱いが区々となる状況は望ましくなく、また、同施設出所後の生活の原資が損なわれないような改善措置が必要である。」との意見をいただきました。

これを踏まえ、平成 29 年 3 月 28 日に厚生労働省老健局及び保険局に改善方策のあっせんを行い、同年 6 月 28 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

住所地の市町村に対し、刑事施設收容中の国民健康保険料の減免申請をしたが、收容中の減免例はないとして減免されなかった。保険料を減免している市町村もあるようなので、同じように減免してほしい。

（注）本件は、行政相談委員（青森県）が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、国民健康保険及び介護保険に係る条例参考例に刑事施設の被收容者に対する保険料の減免規定を記載することを検討するとともに、次の措置を講ずる必要がある。

- （i）条例により被收容者の国民健康保険料及び介護保険料を減免することができることを市町村に情報提供すること。
- （ii）都道府県において被收容者の国民健康保険料の減免基準を規定又は検討している例があることを都道府県に情報提供すること。
- （iii）被收容者に対し、刑事施設收容時に、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料を減免している運営主体があることや、その減免手続について周知を行うよう法務省に協力を求めること。

（回答要旨）

刑事施設の被收容者に対する国民健康保険料及び介護保険料の減免の考え方の周知徹底等を図るため、平成 29 年 6 月 28 日付けの通知により、以下の措置を講じた。

- ① 都道府県を通じて市町村に対し、左記（i）の事項を情報提供するとともに、必要に応じて被收容者の保険料の減免の要否について検討するよう要請
- ② 都道府県に対し、左記（ii）の規定・検討例を情報提供
- ③ 法務省に対し、左記（iii）の減免市町村等の存在や減免手続の周知について協力を依頼



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 田中、小松

電話：03-5253-5425（直通）

F A X：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>